

新しい税制の行方

(平成24年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL : <http://www.nkj-zei.com>

目次

1.	法人税制	2 ~ 3
2.	資産税制（相続・贈与）	4
3.	所得税制	5 ~ 8
4.	国際税制（国外財産調書の創設）	9 ~ 11
5.	納税環境整備	12 ~ 16
-参考-	平成23年度第2次税制改正及び復興財源確保法（主要関連部分）	17 ~ 26

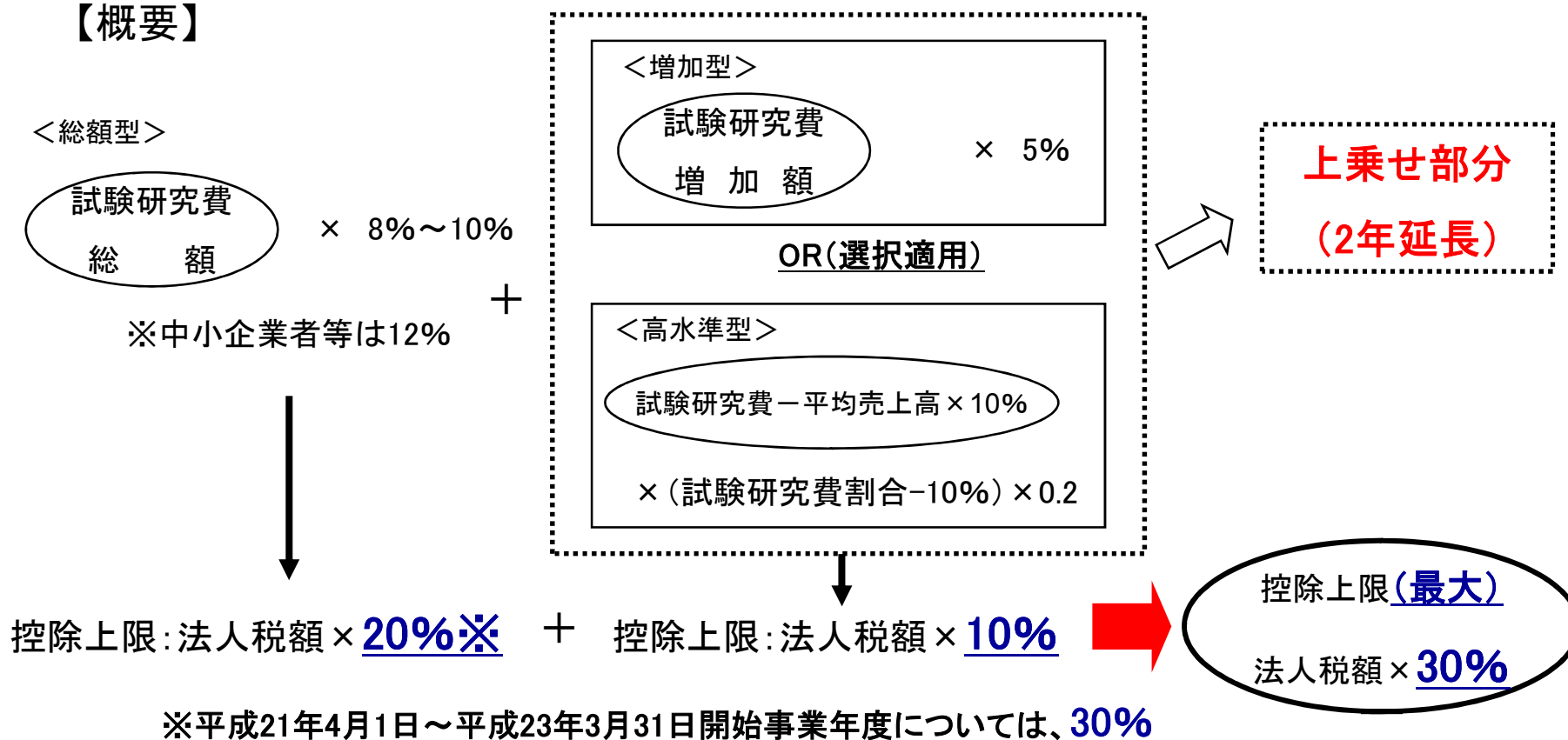
1. 法人税制

平成24年4月1日～平成26年3月31日開始事業年度まで

(1) 研究開発促進税制(上乗せ部分)の2年延長

試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限の延長

【概要】

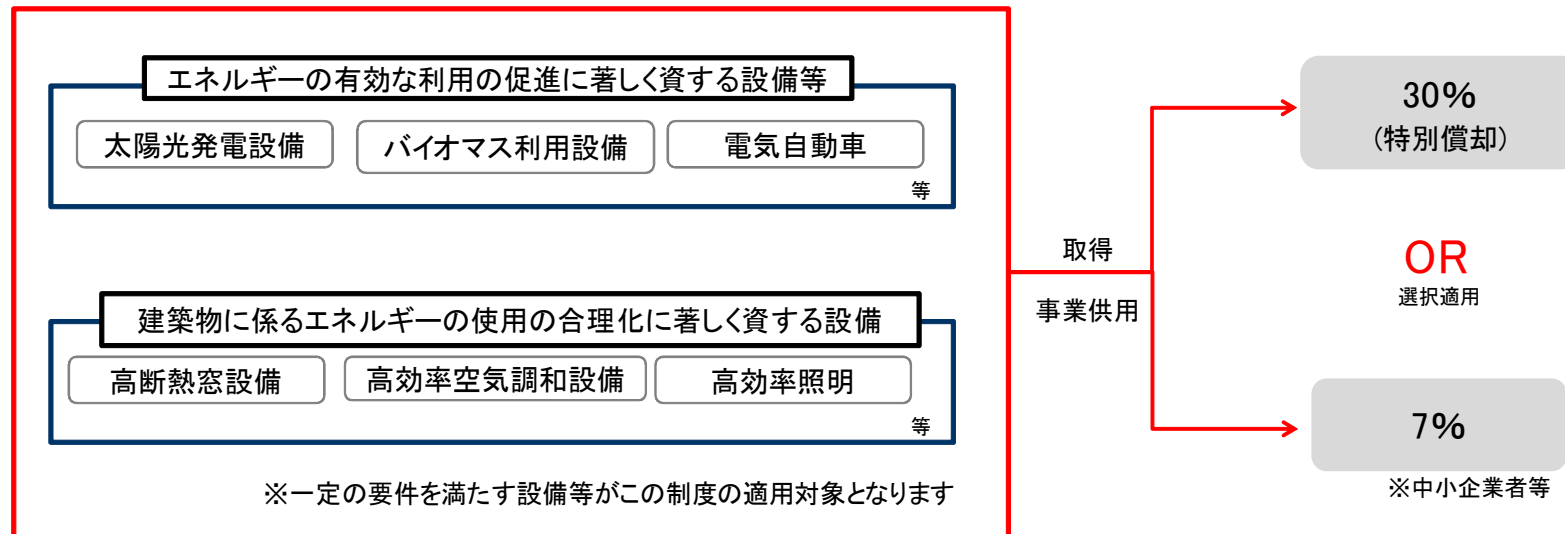


当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(2) 環境関連投資促進税制の拡充

対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で**一定の規模以上のものに限定し、取得価額まで特別償却が可能**



一定のものに限り、取得価額まで特別償却が可能
※平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に取得等したものに限り

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

（平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用）

- ・ 直系尊属（父母・祖父母など）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

① 非課税限度額（現行1,000万円）・適用対象床面積

		平成24年	平成25年	平成26年
イ 省エネ・耐震住宅※1	下記以外	1,500万円	1,200万円	1,000万円
	東日本大震災の被災者	1,500万円	1,500万円	1,500万円
ロ イ以外	下記以外	1,000万円	700万円	500万円
	東日本大震災の被災者	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※1 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋

※2 適用対象となる住宅用家屋の床面積（東日本大震災の被災者を除く）：240㎡以下

② 適用期限：平成26年12月31日までとする。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限の延長

 適用期限を3年延長（平成26年12月31日まで）

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成24年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(1) 給与所得控除の見直し(平成25年分以後の所得税、平成26年分以後の住民税より適用)

- ・ 給与収入金額が1,500万円超の場合の給与所得控除額

➡ **245万円の上限を設定※**

※現状(給与収入金額1,000万円超の場合):収入金額×5% + 170万円(上限なし)

【設例】各給与収入に伴う所得税額の増税推移一覧

(単位:円)

・給与2,000万円

	現行	改正案	差額
給与収入	20,000,000	20,000,000	0
給与所得控除額	-2,700,000	-2,450,000	250,000
給与所得	17,300,000	17,550,000	250,000
社会保険料控除	-1,414,200	-1,414,200	0
基礎控除	-380,000	-380,000	0
所得控除※	-1,794,200	-1,794,200	0
課税所得金額	15,505,000	15,755,000	250,000
所得税額	3,580,600	3,663,100	82,500

・給与3,000万円

	現行	改正案	差額
給与収入	30,000,000	30,000,000	0
給与所得控除額	-3,200,000	-2,450,000	750,000
給与所得	26,800,000	27,550,000	750,000
社会保険料控除	-1,414,200	-1,414,200	0
基礎控除	-380,000	-380,000	0
所得控除※	-1,794,200	-1,794,200	0
課税所得金額	25,005,000	25,755,000	750,000
所得税額	7,206,000	7,506,000	300,000

※ 差額イメージを目的に作成している為、社会保険料控除及び基礎控除以外の各種控除については、考慮外

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(2) 退職所得課税(平成25年分以後の所得税、平成25年1月1日以後支払分の住民税より適用)

- 勤続年数 5年以下の役員等の退職金について

➡ 退職所得の 1/2 課税を廃止

(退職金の税計算構造の仕組み)

【(退職金収入 - ※退職所得控除額) × ^{改正} 1/2】× 所得税累進税(住民税は10%)

(※退職所得控除額)

勤続年数20年以下・・・40万円 × 年数

勤続年数20年超 ……800万円 + 70万円 × (年数 - 20年)

改正 …… 1/2部分を廃止

※役員等の範囲

- 法人税法第2条第15号に規定する役員(取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・監事・同族役員規定親族等)
- 国会議員及び地方議会議員
- 国家公務員及び地方公務員

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(3) 特定支出控除の見直し(平成25年分以後の所得税、平成26年分以後の住民税より適用)

① 範囲の拡大(追加)

- (イ) 職務の遂行に直接必要な弁護士等の資格取得費
- (ロ) 勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費) → **65万円を限度**

② 適用判定・計算方法の見直し

	適用判定	計算方法
給与収入1,500万円以下	特定支出 > 給与所得控除額 × 1/2	給与所得控除額 + 左記の超過額
給与収入1,500万円超	特定支出 > 125万円	

(4) 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例について(平成24年7月1日以後に支払う給与等及び退職手当等について適用)

- ・ 7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等について徴収した所得税

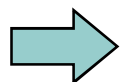
 **納期限を翌年1月20日(現行:翌年1月10日)とする。**

※ 現行の給与・退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例は廃止

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(5) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について(平成24年1月1日以後の譲渡について適用)



譲渡資産の対価要件を1.5億円以下(現行2億円以下)に引き下げ

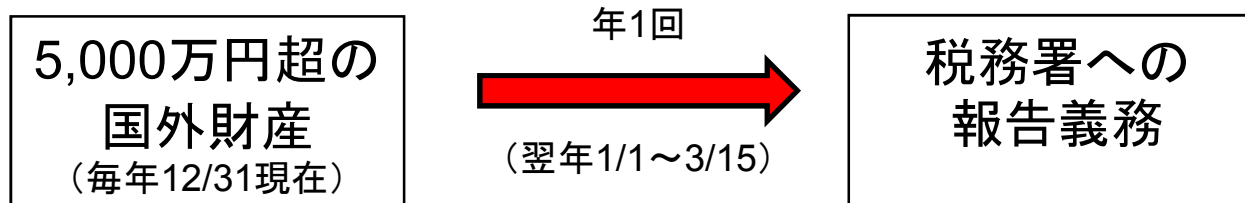
※適用期限も2年間延長(平成25年12月31日まで)

(6) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の2年延長(平成25年12月31日まで)

(7) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の2年延長
(平成25年12月31日まで)

4. 国際税制（国外財産調書の創設）

(1) 概要



国外財産調書の提出(平成26年1月1日以後)→ 税務調査についての質問検査権の整備

罰則: 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(平成27年1月1日以降提出分より)

＜従来までの財産報告＞ ※罰則等なし
所得2,000万円超の納税者 → 『財産債務明細書』

(2) 制定の背景

- ・国際的な脱税及び租税回避行為への対応強化
 - ・・・ 税務行政執行共助条約の締結(平成23年11月)(別紙参照)
 - ・・・ 海外資産関連事案に係る調査事績推移(別紙参照)

当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

4. 国際税制（国外財産調書の創設）

税務行政執行共助条約について（参考抜粋）

○ 税務行政執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する以下の行政支援を相互に行うための多数国間条約であり、本条約を締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為に適切に対処していくことが可能になります。

・情報交換：

締約国間において、租税に関する情報を相互に交換が可能

・徴収共助：

租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合、その租税の徴収を依頼が可能

・送達共助：

租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、その文書の送達を依頼が可能

○ 平成23年11月3日現在判明している本条約への署名国は、次の32か国です。

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国、メキシコ、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、アイルランド、ポーランド、スロベニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、グルジア、モルドバ、トルコ、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ロシア、インドネシア

※上記内容は、銀行機密に関する情報交換についても規定が改められる予定

4. 国際税制（国外財産調書の創設）

(3) 過少申告加算税の特例

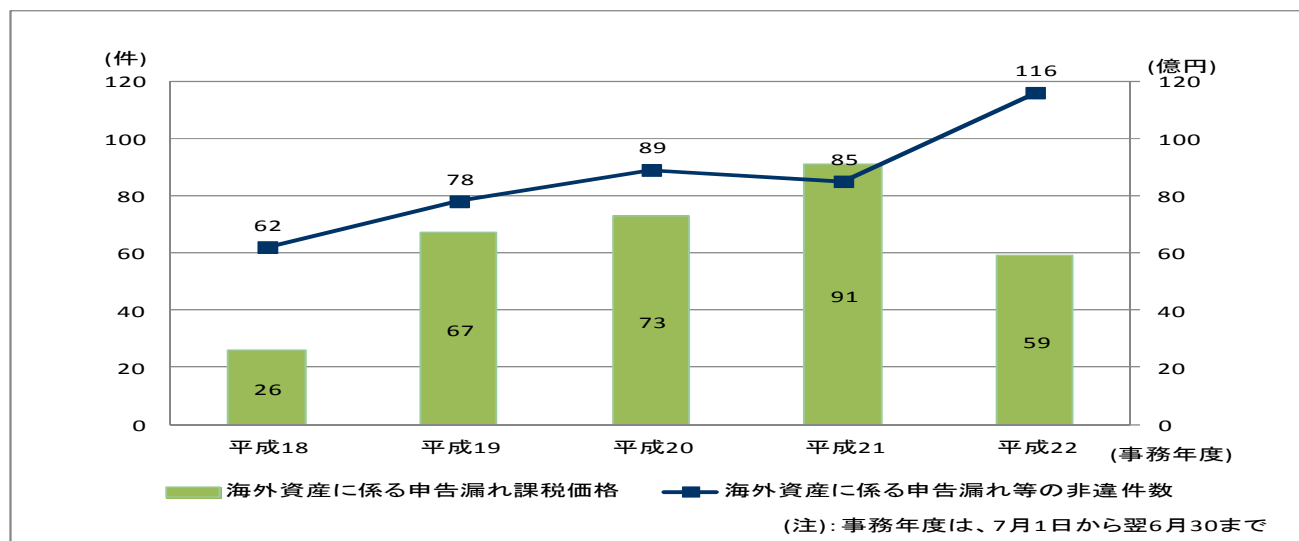
国外財産に係る所得税・相続税についての申告漏れ等があった場合

・・・ 国外財産調書の提出是非に加算税率の10%の差を設定

提出有 → 過少申告加算税(5% or 10%)無申告加算税(10% or 15%)

提出無 → 過少申告加算税(15% or 20%)無申告加算税(20% or 25%)

(参考) 海外資産関連事案に係る調査事績推移(平成23年11月国税庁公表資料)



当資料は、平成23年12月10日民主党発令の平成24年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成24年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

5. 納税環境整備

(1) 概要

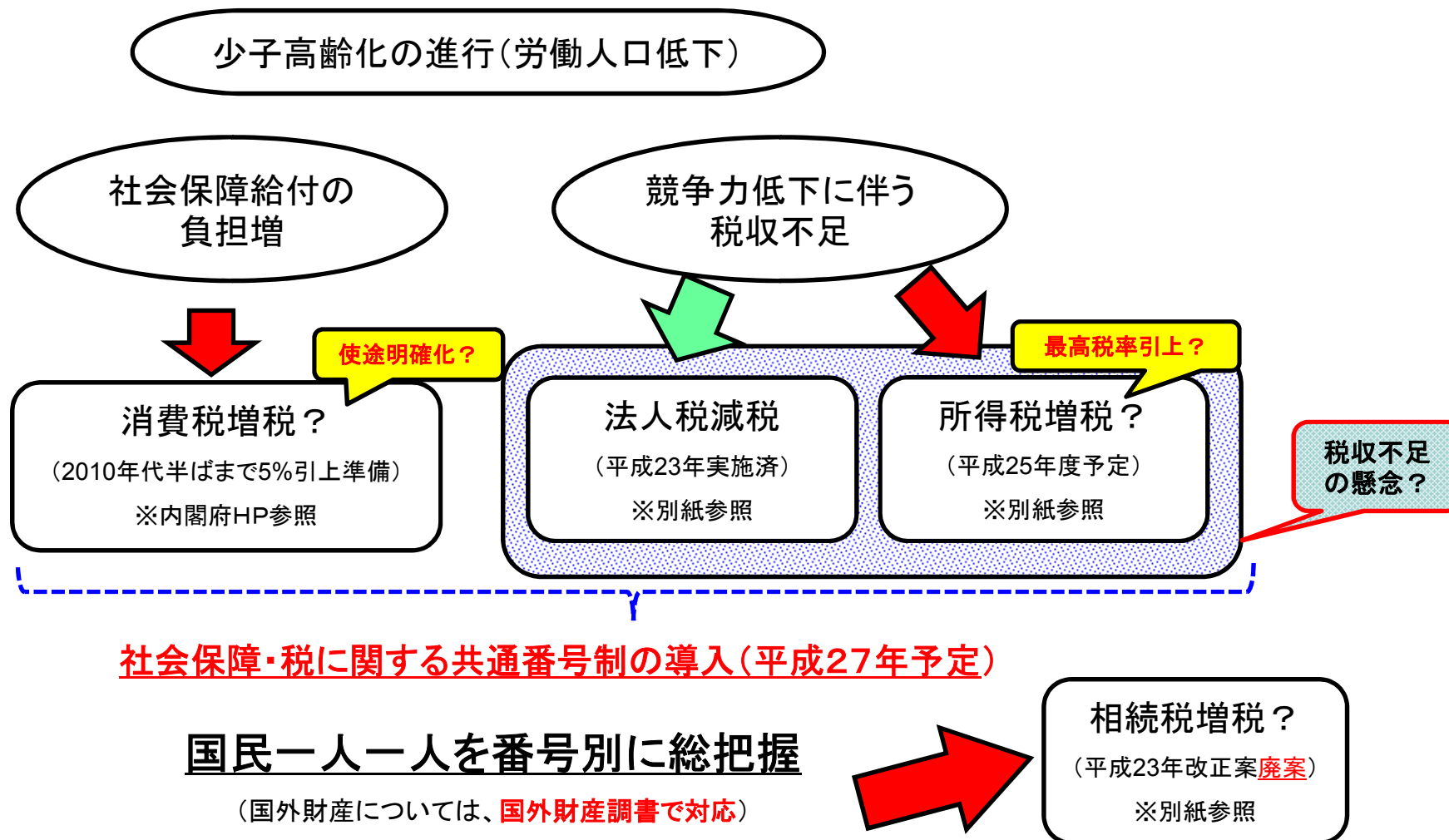
平成24年度の税制改正大綱の内容は、ここ数年来では、最も改正の中身に乏しく、昨年の改正大綱の内容が部分的には成立しない背景から、現況に対応した数値面での個別具体的な施策は乏しいものとなっております。

他方、納税環境面での整備は着手されており、平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等の改正が施されたことを含め（納税者権利憲章の策定は見送り）、今後も『社会保障・税に関わる共通番号制度』が平成27年1月を目標に準備されております。

少子高齢化が進む現在の日本においては、社会保障の安定財源の確保に消費税増税が囁かれておりますが、富裕層（個人優良企業経営者含む）には、確実に予定されている増税路線を含めて、将来の税制（手続面含む）の行方について、平成24年度税制改正大綱の内容より、ご紹介させていただきます。

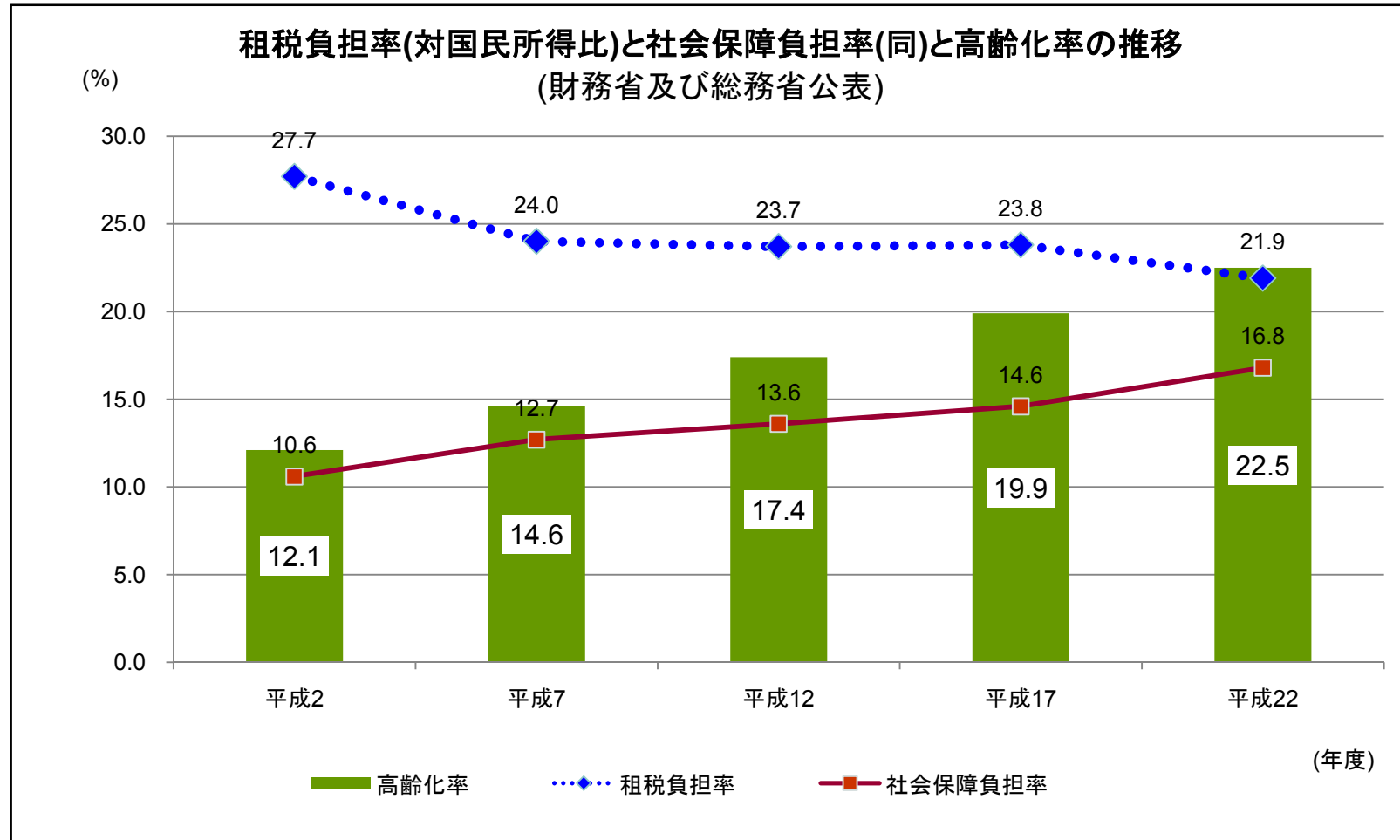
5. 納税環境整備

(2) 背景(予定されている将来の税制)



5. 納税環境整備

(3) 参考(租税・社会保障負担並びに高齢化率の推移)



5. 納税環境整備

(3) 参考(可決を見送られた相続・贈与税増税に伴う平成23年度税制改正案)

① 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人数	600万円 ×法定相続人数

② 死亡保険金に係る非課税限度

現行	改正案
500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る。)の数

③ 相続税の税率

現行			改正案		
課税標準	税率	控除額	課税標準	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
-	-	-	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円以下	50%	4,200万円
-	-	-	6億円超	55%	7,200万円

5. 納 税 環 境 整 備

(3) 参 考 (可決を見送られた相続・贈与税増税に伴う平成23年度税制改正案)

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率

現行			改正案		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
-	-	-	3,000万円以下	45%	265万円
1,000万円超	50%	225万円	4,500万円以下	50%	415万円
-	-	-	4,500万円超	55%	640万円

② ①以外の贈与税の税率

現行			改正案		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	40%	125万円
-	-	-	1,500万円以下	45%	175万円
1,000万円超	50%	225万円	3,000万円以下	50%	250万円
-	-	-	3,000万円超	55%	400万円



— 参 考 —

平成23年度第2次税制改正及び復興財源確保法
(主要関連部分)

1. 法人税制

(1) 法人税率の引き下げ(平成24年4月1日以後に開始する事業年度より適用)

・法人実効税率の引き下げ(40.69%→ 35.64% へ)

→ 国際競争力の向上等のため、法人実効税率を5%引き下げへ

そのため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%の引き下げへ

※中小法人の軽減税率も併せて引き下げ

【法人税率表】

	現行		改正	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	-	25.5%	-
中小法人	30%	22% (18%) ※1	25.5%	19% (15%) ※2

※1 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用(注)

※2 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

※各々の適用事業年度には注意が必要!!

(注)平成24年4月1日前に開始、かつ、同日以後終了事業年度については、現行の軽減税率を適用

1. 法人税制

(2) 復興特別法人税（平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用※）

（※同期間内に設立された法人等一定の法人については、特例を設ける予定）

・復興特別法人税

→ 基準法人税額※（各事業年度の所得に対する法人税額） × 10%

（※同期間内に設立された法人等一定の法人などについては、特例を設ける予定）

(3) 減価償却制度（定率法償却率の縮小）

・定率法償却率の見直し（平成24年4月1日以後取得分より）

→ 定率法の償却率を、定額法の償却率を2.0倍にした率へ縮小

（現状は、平成19年度改正により定額法償却率を2.5倍した率：250%定率法）

※平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度中に取得した資産については
現行の償却率による定率法により償却可能とする経過措置あり。（償却方法として定率法を選定
している場合）

1. 法人税制

(4) 欠損金の繰越控除制度

① 繰越期間の延長

- 欠損金の繰越期間を、7年から9年に延長
(欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件)

➡ 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用

② 控除限度額の制限

- 繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得の80%相当額を限度
※大法人のみ制限有り。中小法人等は現行の控除限度額を存置(制限なし)。

➡ 平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用

(5) 貸倒引当金制度 (平成24年4月1日以後に開始する事業年度より適用)

・適用法人の限定

- 適用法人を中小法人等、銀行及び保険会社などに限定。

※適用法人以外の法人については、現行法による損金算入限度額に対して、一定の引当てを認める等の経過措置あり。
(平成27年4月1日以後開始事業年度より廃止)

1. 法人税制

(6) 雇用促進税制の創設

・税額控除制度の創設(平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)

→ 下記の要件を満たす青色申告法人について、「基準雇用者数※ × 20万円」を控除することができる措置を創設。

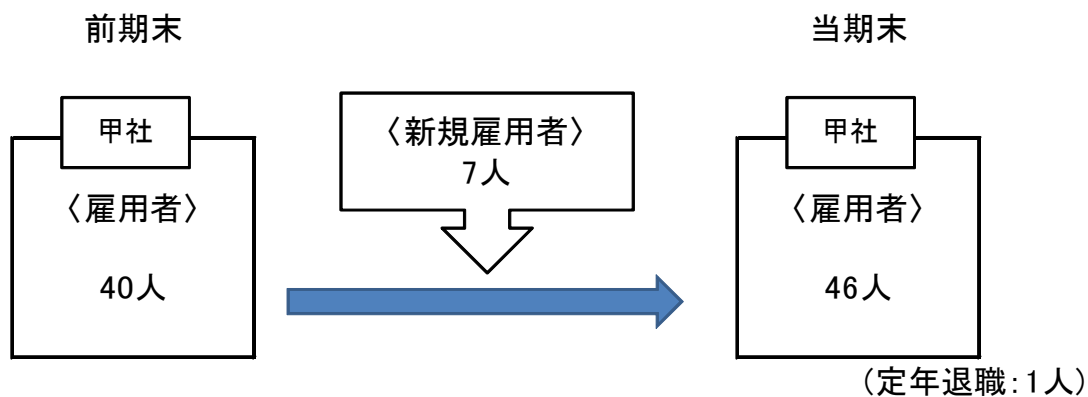
※ 基準雇用者数 = 当期末の雇用者の数 - 前期末の雇用者の数

要件	<p>① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。</p> <p>② 基準雇用者数 ≥ 5人(中小企業者等については2人)</p> <p>③ 基準雇用者割合※ ≥ 10%</p> <p>※ $\frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}}$</p> <p>④ 給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額※</p> <p>※前期の給与等の支給額 + (前期の給与等の支給額 × 基準雇用者割合)</p> <p>⑤ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業(一定の事業を除く)を行っていること。</p>
控除限度額	<p>当期の法人税額の10%を限度</p> <p>※ただし、中小企業者等については、20%を限度</p>

※ この制度の適用を受けるためには、公共職業安定所に雇用促進計画の提出を行い、労働局又は公共職業安定所で上記要件①から③までの確認を受け、一定書類を確定申告書に添付する必要等あり。

1. 法人税制

【設例】



〈基準雇用者数〉

当期末 46人 - 前期末 40人 = 6人 \geq 5人
かつ

〈基準雇用者割合〉

$\frac{\text{基準雇用者数 } 6人}{\text{前期末雇用者数 } 40人} = 15\% \geq 10\%$

〈税額控除〉

6人 × 20万円 = **120万円**

【平成23年度 法人税関係法令の改正の概要】（国税庁 HPより）

2. 所得税制

(1) 復興特別所得税:個人 (平成25年から平成49年までの所得税に適用)

・復興特別所得税:個人

→ その年分の基準所得税額(全ての所得に対する所得税の額) $\times 2.1\%$

(2) 復興特別所得税:内国法人 (平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税に適用)

・復興特別所得税:内国法人

→ その法人の基準所得税額(利子等及び配当等などに対する所得税の額) $\times 2.1\%$

3. 消費税制

(1) 免税事業者の要件の見直し(平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用)

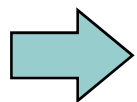
現行制度における免税事業者(基準期間における課税売上高1,000万円以下)のうち、下記期間(特定期間)の課税売上高※が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しない。

※ 給与等支払額による判定も可能(納税者の任意)。

【特定期間】

個人事業者	その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
法人	その事業年度の前事業年度(7ヶ月以下のものを除く※)開始の日から6ヶ月間の課税売上高

※前事業年度が7ヶ月以下の法人については、別途規定あり。



特定期間の課税売上高が1,000万円超となることが、期中に明らかとなった場合には、翌期より課税事業者該当。(納税義務の発生)

3. 消費税制

(2) 95%ルールの見直し (平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用)

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度の見直し

→ 適用事業者をその課税期間の課税売上高が5億円(課税期間1年未満の場合は年換算)以下のものに限定

※ 5億円超の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかにより仕入控除税額の計算を行う。

(3) 提出書類の義務化 (平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用)

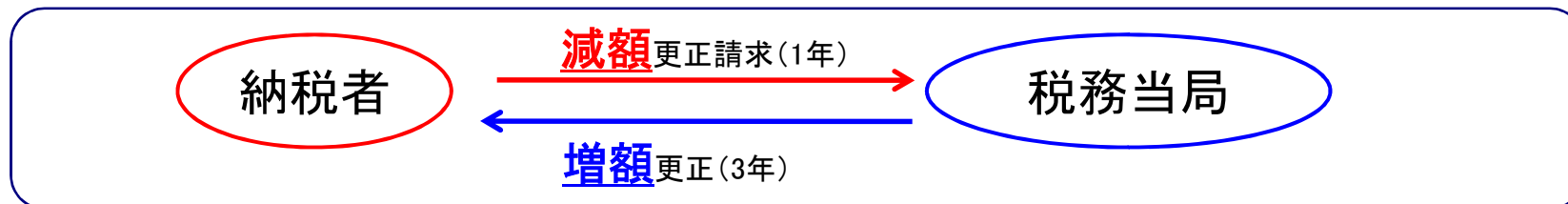
消費税の還付申告書※を提出する際に添付する『仕入税額控除に関する明細書』(現行:任意)について

→ 記載事項を見直した上で、還付申告書への添付を義務化

※ 仕入税額控除の控除不足還付税額の記載のあるものに限る。(中間納付還付税額のみのもので還付申告書には不要)

4. 税務手続

(1) 更正期間の統一 (平成23年12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)



5年間に延長統一

(平成23年12月2日以後の申告期限到来分)

(2) 更正の請求の範囲の拡大 (平成23年12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)

— 当初申告要件等の廃止及び緩和 —

当初申告要件の廃止(抜粋)

- ・(所得税) 給与所得者の特定支出控除
- ・(法人税) 受取配当等の益金不算入
- ・(法人税) 所得・外国税額控除
- ・(相続税) 配偶者に対する相続税額の軽減
- ・(相続税) 相続税額から控除する贈与税相当額等
- ・(贈与税) 贈与税の配偶者控除 等

控除額制限の緩和(抜粋)

- ・(所得税) 青色申告特別控除(65万円)
- ・(法人税) 受取配当等の益金不算入
- ・(法人税) 所得・外国税額控除
- ・(法人税) 試験研究費を行った場合の法人税額の特別控除
- ・(法人税) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等
- ・(法人税) 法人税額から控除される特別控除額の特例 等

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。